

別表2 非エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧

個々の対策効果の排出削減量見込みを試算するに際し、対策評価指標以外の想定した要因とその計画策定時における見込み

具体的な対策	対策評価指標 < 2010年度見込み >	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量 (万t-CO ₂)	排出削減量の積算時に見込んだ前提
混合セメントの利用拡大 (表2 -)	セメント生産量に占める混合セメント生産量の割合 < 24.8% >	製造事業者: 混合セメントの供給、消費者への情報提供	・グリーン購入法に基づく率先導入の推進	・グリーン購入法に基づく率先導入の推進	約111	2010年度のセメント生産量見通し < 68,004千t >、 ・普通セメント< 51,119千t > ・混合セメント< 16,885千t > ・石灰石1トン当たりのCO ₂ 排出量 < 415kg-CO ₂ /t-石灰石 > *過去のセメント生産量を基に算出した推計値
廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進 (表2 -)	一般廃棄物(プラスチック)の焼却量< 約4,500千t > 産業廃棄物(廃プラスチック類)の焼却量< 約2,000千t > 産業廃棄物(廃油)の焼却量< 約2,300千t >	事業者: 製造・販売される製品等の耐久性の向上及び修理体制の充実、廃棄物となった製品等の自主的な引き取り・引き渡し・再生利用の推進等 消費者: 製品等の購入時及び使用時における配慮(再生品の使用・製品等の長期間の使用等)、製品等の処分時における配慮(廃棄物となった製品等の事業者への引き渡し・市町村の行う分別回収への協力等)等	・循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標(2003.3~)の達成に向けた取組 ・廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標(2001.5~)の達成に向けた取組 ・市町村が行う廃棄物リサイクル施設整備等の事業を支援 ・個別リサイクル法(容器包装リサイクル法等)に基づく措置の実施や評価、検討 ・市町村の分別収集や有料化に係るガイドラインの策定 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進 等	・廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の推進に向けた住民の自主的な活動の促進や普及啓発、環境教育の推進 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進 等	約550	焼却量1トン当たりのCO ₂ 排出量(kg-CO ₂ /t) ・一般廃棄物(プラスチック): 2,670 ・産業廃棄物(廃プラスチック類): 2,600 ・産業廃棄物(廃油): 2,900

別表2

